

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

感染症予防手当の額の特例を廃止するため。

下関市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市税条例の一部を改正する条例

下関市税条例（平成 1 7 年条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 3 8 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によっ

て」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の下関市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6、附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定

の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

下関市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成
2 1 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第
2 6 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の免除
に係る期間を延長するため。

下関市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市手数料条例の一部を改正する条例

下関市手数料条例（平成 2 4 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考中「個人番号カード」の次に「、移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

下関市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 3 項を次のように改める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、自動交付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する機器で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）又は自動受付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された機器で、自動的に証明書等の申請及び請求を受け付けるものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(1) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたもの又は下関市個人番号カードの利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 7 1 号）第 3 条第 2 項の規定により、市長が印鑑登録証明書を交付するサービスを提供するために必要な機能及び情報を記録したものに限る。）

(2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備で、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）

(3) 住民基本台帳カード（下関市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 1 4 号）第 3 条第 2 項の規定により、市長が印鑑登

録証明書を交付するサービスを提供するために必要な機能及び情報を記録したものに限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の下関市印鑑の登録及び証明に関する条例第14条第3項第2号の規定は、規則で定める日から施行する。

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市体育施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市体育施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市体育施設の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 下関市体育館の項を次のように改める。

| | |
|----------|---------------------|
| 下関市総合体育館 | 下関市向洋町一丁目 1 1 番 1 号 |
|----------|---------------------|

別表第 2 下関市相撲場の項を削る。

別表第 3 下関市市民プールの項の前に次のように加える。

| | |
|----------|---------------------------|
| 下関市総合体育館 | 1 2 月 3 0 日から翌年 1 月 3 日まで |
|----------|---------------------------|

別表第 3 中「下関市市民プール及び」を「下関市総合体育館、下関市市民プール及び」に改める。

別表第 4 中「下関市体育館」を「下関市総合体育館」に、「下関市相撲場
下関第二球場」を「下関第二球場」に改める。

別表第 5 1 専用使用料の表 下関市体育館の項を次のように改める。

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------|---|
| 下関市総合体育館 （月曜日から土曜日までの日） | メインアリーナ | 午前 9 時から 午後 1 時まで | 使用する次の各号に掲げる面積割合に応じ、1 時間につき当該各号に定める額 (1) 全面 5, 2 0 0 円 (2) 2 分の 1 2, 6 0 0 円 (3) 3 分の 1 1, 7 3 0 円 (4) 6 分の 1 8 6 0 円 (5) 1 2 分の 1 4 3 0 円 |
|----------------------------|---------|----------------------|---|

| | | |
|-------------------|-----------------------|---|
| | 午後 1 時から 午後 6 時まで | 使用する次の各号に掲げる面積割合に応じ、1 時間につき当該各号に定める額 (1) 全面 5,000 円 (2) 2 分の 1 2,500 円 (3) 3 分の 1 1,660 円 (4) 6 分の 1 830 円 (5) 12 分の 1 410 円 |
| | 午後 6 時から 午後 10 時まで | 使用する次の各号に掲げる面積割合に応じ、1 時間につき当該各号に定める額 (1) 全面 6,200 円 (2) 2 分の 1 3,100 円 (3) 3 分の 1 2,060 円 (4) 6 分の 1 1,030 円 (5) 12 分の 1 510 円 |
| 多目的 ホール | 午前 9 時から 午後 1 時まで | 使用する次の各号に掲げる面積割合に応じ、1 時間につき当該各号に定める額 (1) 全面 1,900 円 (2) 2 分の 1 950 円 |
| | 午後 1 時から 午後 6 時まで | 使用する次の各号に掲げる面積割合に応じ、1 時間につき当該各号に定める額 (1) 全面 1,400 円 (2) 2 分の 1 700 円 |
| | 午後 6 時から 午後 10 時まで | 使用する次の各号に掲げる面積割合に応じ、1 時間につき当該各号に定める額 (1) 全面 2,300 円 (2) 2 分の 1 1,150 円 |
| 多目的 室 1 多目的 | 午前 9 時から 午後 1 時まで | 1 室 1 時間につき 650 円 |

| | | | |
|-----------------------|--------------------------|------------------------|--|
| | 室 2 | 午後 1 時から 午後 6 時まで | 1 室 1 時間につき 6 0 0 円 |
| | | 午後 6 時から 午後 1 0 時まで | 1 室 1 時間につき 7 0 0 円 |
| | 多目的 室 3 多目的 室 4 | 午前 9 時から 午後 1 時まで | 1 室 1 時間につき 3 3 0 円 |
| | | 午後 1 時から 午後 6 時まで | 1 室 1 時間につき 3 0 0 円 |
| | | 午後 6 時から 午後 1 0 時まで | 1 室 1 時間につき 3 5 0 円 |
| | その他 の施設 | 会議室 1 会議室 2 | 1 室 1 時間につき 2 0 0 円 |
| 下関市総合体育館 (日曜日及び休日) | メインアリーナ | | 使用する次の各号に掲げる面積割合に応じ、1 時間につき当該各号に定める額 (1) 全面 7, 2 0 0 円 (2) 2 分の 1 3, 6 0 0 円 (3) 3 分の 1 2, 4 0 0 円 (4) 6 分の 1 1, 2 0 0 円 (5) 1 2 分の 1 6 0 0 円 |
| | 多目的ホール | | 使用する次の各号に掲げる面積割合に応じ、1 時間につき当該各号に定める額 (1) 全面 2, 4 0 0 円 (2) 2 分の 1 1, 2 0 0 円 |
| | 多目的室 1 多目的室 2 | | 1 室 1 時間につき 8 0 0 円 |
| | 多目的室 3 多目的室 4 | | 1 室 1 時間につき 4 0 0 円 |

| | | | |
|--|--------|----------------|---------------------|
| | その他の施設 | 会議室 1 会議室 2 | 1 室 1 時間につき 2 0 0 円 |
|--|--------|----------------|---------------------|

別表第 5 1 専用使用料の表 下関市相撲場の項を削り、同表備考第 5 項に次のただし書を加える。

ただし、下関市総合体育館を使用するときは、この表に定める使用料の額に 1 0 を乗じて得た額とする。

別表第 5 1 専用使用料の表備考中第 8 項を削り、第 9 項を第 8 項とし、第 1 0 項を第 9 項とし、第 1 1 項を第 1 0 項とし、同表備考第 1 2 項に次のただし書を加え、同項を同表備考第 1 1 項とする。

ただし、下関市総合体育館を開館時間等以外の時間に使用する場合は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額（その額に 1 0 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 月曜日から土曜日までの日の午前 0 時から午前 9 時までの間に使用する場 下関市総合体育館を月曜日から土曜日までの日の午前 9 時から午後 1 時までの間に使用するときの使用料の額（前各項の規定の適用がある場合は、これらの規定を適用して算出した額）に 1.5 を乗じて得た額
- (2) 月曜日から土曜日までの日の午後 1 0 時から翌日の午前 0 時までの間に使用する場 下関市総合体育館を月曜日から土曜日までの日の午後 6 時から午後 1 0 時までの間に使用するときの使用料の額（前各項の規定の適用がある場合は、これらの規定を適用して算出した額）に 1.5 を乗じて得た額
- (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 下関市総合体育館を日曜日及び休日に使用するときの使用料の額（前各項の規定の適用がある場合は、これらの規定を適用して算出した額）に 1.5 を乗じて得た額

別表第 5 2 個人使用料の表中 1 1 の項を 1 3 の項とし、2 の項から 1 0 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 1 の項中 「下関市体育館（フロア又は練
下関市彦島体育館

習室) を「下関市彦島体育館」に、「下関市弓道場
下関市相撲場」を「下関市弓道場」に
改め、「(下関市相撲場は、午後 1 時から日没時まで)」及び「(下関市相撲
場を除く。)」を削り、同項を同表 3 の項とし、同表に 1 の項及び 2 の項と
して次のように加える。

| | | | |
|---|--------------------------------|--|--|
| 1 | 下関市総合体育館 (ランニングコー スを除く。) | 3 時間ごとに 1 人につ き 2 5 0 円。ただし、 次の各号に掲げる者が 使用する場合は、当該 各号に定める額とす る。 (1) 6 歳以下の未就学 の者 無料 (2) 小学生、中学生又 は高校生 1 2 0 円 (3) 6 5 歳以上の者 2 4 0 円 | |
| 2 | 下関市総合体育館 (ランニングコー ス) | 3 時間ごとに 1 人につ き 1 0 0 円 | |

別表第 5 2 個人使用料の表備考第 4 項中「1 0 の項第 2 号」を「1 2 の
項第 2 号」に改める。

別表第 6 1 放送設備使用料の表中 3 の項を 4 の項とし、2 の項を 3 の項
とし、同表 1 の項中「下関市体育館
下関市営下関陸上競技場」を「下関市営下関陸上競技
場」に改め、同項を同表 2 の項とし、同表に 1 の項として次のように加え
る。

| | | |
|---|----------|---|
| 1 | 下関市総合体育館 | メインアリーナ 一式につ き 2, 0 8 0 円 多目的ホール 一式につ き 2, 0 8 0 円 |
|---|----------|---|

別表第6-2 照明設備使用料の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から13の項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考第3項中「下関市体育館、下関市彦島体育館」を「下関市彦島体育館」に改める。

別表第6-4 その他の附属設備使用料の表1の項を次のように改める。

| | | | |
|---|----------|----------|----------------------|
| 1 | 下関市総合体育館 | 移動観覧席 | 1ブロック1回につき 2,260円 |
| | | 大型映像装置 | 1台1時間につき730円 |
| | | つり下げ式バトン | 1本1回につき200円 |
| | | シャワー室 | 1人1回につき100円 |

別表第6-5 体育器具使用料の表1の項を次のように改める。

| | | | |
|---|--------|--------------------|---------------|
| 1 | 体育館用器具 | バスケットボール用器具 | 1面一式につき3,130円 |
| | | ハンドボール用器具 | 1面一式につき410円 |
| | | バレーボール用器具（審判台を除く。） | 1面一式につき410円 |
| | | バレーボール用器具（審判台） | 1面一式につき210円 |
| | | バドミントン用器具（審判台を除く。） | 1面一式につき210円 |
| | | バドミントン用器具（審判台） | 1面一式につき210円 |
| | | インディアカ用器具 | 1面一式につき210円 |
| | | 卓球用器具 | 1台一式につき210円 |
| | | 体操用器具 | 1種目一式につき340円 |

| | | |
|--|-----------------|---------------|
| | 電光掲示板 小 | 1組一式につき580円 |
| | 電光掲示板 大 | 1組一式につき1,030円 |
| | 柔道畳 | 1面一式につき1,030円 |
| | 綱引き用ロープ | 1本につき100円 |
| | シッティングバレー用器具 | 1面一式につき210円 |
| | テニス用器具（審判台を除く。） | 1面一式につき210円 |
| | テニス用器具（審判台） | 1面一式につき210円 |
| | フットサル用器具 | 1面一式につき410円 |
| | ボッチャ用器具 | 1面一式につき100円 |

別表第6-6 その他の器具使用料の表に次のように加える。

| | | |
|---|---------|-----------|
| 7 | 移動式演台 | 1台につき210円 |
| 8 | アルミステップ | 1台につき210円 |

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

この条例の規定により管理する有料公園施設として下関市総合体育館を加え、下関市総合体育館及びその附属設備等の使用料等を定め、並びに下関市体育館及び下関市相撲場を廃止するため。

下関市こども発達センター等の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市こども発達センター等の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

下関市こども発達センター等の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第
1 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 1 号及び第 1 2 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 6 条第 1 項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第 8 条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第 6 条第 1 項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第 4 5 条第 1 項及び第 2 項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第 4 9 条第 2 項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第 4 5 条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第 5 6 条第 2 項及び第 5 7 条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 1 0 5 条第 4 項及び第 1 1 4 条第 3 項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第 1 9 6 条第 1 項第 2 号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第201条の4第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 2 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項、第 2 4 条第 4 項、第 7 2 条第 4 項及び第 1 0 5 条第 5 項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年
条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 3 2 条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第 3 7 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 2 条の改正規定は、令
和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正）

- 2 下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
2 6 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正）

- 3 下関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例（平成 2 6 年条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 4 号及び第 4 5 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大
臣」に改める。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例の一部を改正する条例

下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号ア中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同号イ中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

下関市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市火災予防条例の一部を改正する条例

下関市火災予防条例（平成 1 7 年条例第 3 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。第 1 2 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 2 0 0 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 1 1 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 1 1 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等

から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の下関市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

全庁 L A N の安定稼働を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 下関市南部町 1 3 番 9 号
株式会社タカラ
代表取締役 宮 川 栄 一
- 2 目 的 物 ネットワーク機器一式
- 3 取 得 価 格 4 5 , 1 0 0 , 0 0 0 円

提案理由

ネットワーク機器を取得するため。

公有水面の埋立てに伴い新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

公有水面の埋立てに伴い新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、公有水面の埋立てに伴い本市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり町の区域を変更する。

記

1 新たに生じた土地の位置及び面積

下関市新垢田西町三丁目 2 番 1、同町 3 番 2 及び新垢田西町二丁目 3 番 1 に至る間の土地に接する国有海浜地地先公有水面で、次の①の点から⑤の点までを順次結んだ線及び⑤の点と①の点を結んだ線に囲まれた区域 4 9, 4 3 1. 9 3 平方メートル

①の点 金比羅山三等三角点（北緯 3 3 度 5 8 分 0 9 秒、東経 1 3 0 度 5 4 分 5 5 秒）から 3 1 5 度 5 3 分 0 4 秒 2, 8 9 9. 9 6 メートルの点

②の点 ①の点から 1 8 5 度 0 7 分 5 4 秒 1 9 3. 0 3 メートルの点

③の点 ②の点から 2 7 5 度 0 7 分 3 7 秒 2 5 6. 0 8 メートルの点

④の点 ③の点から 5 度 0 7 分 5 3 秒 1 9 3. 0 3 メートルの点

⑤の点 ④の点から 9 5 度 0 8 分 5 7 秒 2 8. 0 1 メートルの点

2 土地の処分要領

長州出島に編入する。

提案理由

公有水面の埋立てに伴い、本市の区域内に新たに土地を生じたため。

字の区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、別表のとおり字の区域を変更する。

なお、この字の区域の変更は、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 2 項の規定による成果の認証があった日から効力を生ずる。

提案理由

下関市地籍調査事業豊田町調査区域（下関市豊田町大字殿敷の一部）の実施に伴い、字の区域を変更するため。

別表

| 処 分 後 | | 処 分 前 | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|---------------|-----|
| 大字名 | 字 名 | 大字名 | 字 名 | 地 番 | 地 目 |
| 豊田町大 字殿敷 | 石 原 | 豊田町大 字殿敷 | 小 井 瀬 | 4 6 4 番 1 | 田 |
| 〃 | 今 山 口 | 〃 | 力 石 | 5 1 5 番 | 山 林 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5 1 6 番 | 〃 |
| 〃 | 力 石 | 〃 | 内 河 | 5 2 3 番 | 〃 |
| 〃 | 石 原 | 〃 | 椽 の 坂 | 1 0 0 0 2 番 | 〃 |
| 〃 | 後 山 | 〃 | 後 ろ 山 | 1 0 0 0 5 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 0 0 7 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 0 0 9 番 2 | 畑 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 0 1 0 番 | 山 林 |
| 〃 | 神 田 | 〃 | 長 浴 | 1 0 0 2 3 番 1 | 〃 |
| 〃 | 石 原 | 〃 | 中 の 川 | 1 0 1 8 9 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 2 1 3 番 | 〃 |
| 〃 | 神 田 | 〃 | 〃 | 1 0 2 1 6 番 3 | 〃 |
| 〃 | 石 原 | 〃 | 〃 | 1 0 2 3 1 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 埜 の 下 | 1 0 2 3 6 番 1 | 〃 |
| 〃 | 下 後 迫 | 〃 | 牛 ケ 藪 | 1 0 3 0 2 番 | 〃 |
| 〃 | 今 山 口 | 〃 | 小 畑 | 1 0 3 3 8 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 3 9 番 | 〃 |
| 〃 | 力 石 | 〃 | 〃 | 1 0 3 4 3 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 4 8 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 5 1 番 | 〃 |
| 〃 | 小 畑 | 〃 | 今 山 口 | 1 0 3 5 3 番 7 | 〃 |
| 〃 | 下 後 迫 | 〃 | 後 迫 | 1 0 3 7 8 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 7 9 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 8 0 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 8 1 番 | 〃 |

| 処 分 後 | | 処 分 前 | | | |
|-----------------------------|-------|-------------|-------|---------------|-----|
| 大字名 | 字 名 | 大字名 | 字 名 | 地 番 | 地 目 |
| 豊田町大 字殿敷 | 下 後 迫 | 豊田町大 字殿敷 | 後 迫 | 1 0 3 8 9 番 | 山 林 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 9 0 番 | 〃 |
| 〃 | 内 河 | 〃 | 内 川 | 1 0 3 9 3 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 9 4 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 9 5 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 9 6 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 9 8 番 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 3 9 9 番 | 〃 |
| 〃 | 牛 ケ 藪 | 〃 | 〃 | 1 0 4 0 0 番 | 〃 |
| 〃 | 力 石 | 〃 | 打 川 | 1 0 4 0 0 番 1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 4 0 0 番 2 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 4 0 0 番 3 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1 0 4 0 0 番 4 | 〃 |
| 〃 | 後 迫 | 〃 | 力 石 | 1 0 4 0 6 番 | 〃 |
| 〃 | 下 後 迫 | 〃 | 牛 ケ 藪 | 1 1 3 7 0 番 | 〃 |
| 〃 | 力 石 | 〃 | 内 河 | 1 1 4 1 2 番 | 〃 |
| 処分前の土地に接する市有地である道路を併せて変更する。 | | | | | |

字の区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、別表のとおり字の区域を変更する。

なお、この字の区域の変更は、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 2 項の規定による成果の認証があった日から効力を生ずる。

提案理由

下関市地籍調査事業豊北町調査区域（下関市豊北町大字北宇賀の一部）の実施に伴い、字の区域を変更するため。

別表

| 処 分 後 | | 処 分 前 | | | |
|---------------------------------|------|--------------|-------|---------|-----|
| 大字名 | 字 名 | 大字名 | 字 名 | 地 番 | 地 目 |
| 豊北町大 字北宇賀 | ごみヶ内 | 豊北町大 字北宇賀 | 猫 藪 尻 | 10009番1 | 山 林 |
| 〃 | 奥 | 〃 | ごみヶ内 | 10013番6 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 10013番8 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 六さしヶ浴 | 10014番4 | 〃 |
| 〃 | 小 切 | 〃 | 水 木 平 | 13579番9 | 〃 |
| 処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。 | | | | | |

財産の処分について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の処分について

下記のとおり、財産を処分する。

記

- 1 処分の相手方 下関市長府港町 8 番 7 号
旭洋造船株式会社
代表取締役 越 智 勝 彦
- 2 目 的 物 下関市長府港町 1 3 番 2 ほか 2 筆
土地 1 2, 3 4 2. 6 3 平方メートル（内識別表のとおり。）
- 3 予 定 価 格 7 9, 7 5 9, 0 0 0 円
- 4 代金収入方法 市議会議決後、売買契約の成立までに全額収入する。

提案理由

下関市長府港町の市有地を売却するため。

別表

| 所在 | 地番 | 面積 (m ²) |
|---------|---------|----------------------|
| 下関市長府港町 | 1 3 番 2 | 1 0 , 0 5 2 . 3 4 |
| 〃 | 1 3 番 4 | 2 , 2 6 1 . 7 8 |
| 〃 | 8 番 1 0 | 2 8 . 5 1 |
| 合計 | | 1 2 , 3 4 2 . 6 3 |

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

大型塵芥中継車^{じんかい}を更新するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 広島市佐伯区五日市港三丁目 7 番 1 1 号
いすゞ自動車中国四国株式会社
代表取締役社長 橋 本 秀 樹
上記代理人 下関市亀浜町 9 番 5 0 号
いすゞ自動車中国四国株式会社山口支社下関支店
支店長 河 崎 耕 次
- 2 目 的 物 大型塵芥中継車 1 台
- 3 取 得 価 格 2 1 , 1 2 0 , 0 0 0 円

提案理由

大型塵芥中継車を取得するため。

財産の処分について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

財産の処分について

下記のとおり、財産を処分する。

記

- 1 処分の相手方 広島市西区商工センター五丁目 1 3 番 1 0 号
株式会社ニシムラ
代表取締役 西 村 幹 雄
- 2 目 的 物 下関市長州出島 1 0 番 5
土地 5, 8 5 0 平方メートル
- 3 予 定 価 格 1 5 7, 9 5 0, 0 0 0 円
- 4 代金収入方法 市議会議決後、売買契約の成立と同時に全額収入する。

提案理由

下関市長州出島の市有地を売却するため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

災害における消防力の充実強化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 広島市南区宇品神田五丁目 2 3 番 2 0 号
株式会社クマヒラセセキュリティ
代表取締役 今 中 英 治
上記代理人 山口市朝田 1 0 2 7 4 番地 4
株式会社クマヒラセセキュリティ山口支店
支店長 中 村 幸 一
- 2 目 的 物 化学消防ポンプ自動車 1 台
- 3 取 得 価 格 7 7, 8 8 0, 0 0 0 円

提案理由

化学消防ポンプ自動車を取得するため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

災害における消防力の充実強化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 宇部市昭和町四丁目 1 1 番 5 3 号
有限会社藤中ポンプ店
代表取締役 藤 中 義 久
- 2 目 的 物 資機材搬送車 1 台
- 3 取 得 価 格 2 6 , 8 6 2 , 0 0 0 円

提案理由

資機材搬送車を取得するため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

救急業務の高度化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 宇部市昭和町四丁目 1 1 番 5 3 号
有限会社藤中ポンプ店
代表取締役 藤 中 義 久
- 2 目 的 物 高規格救急自動車 1 台
- 3 取 得 価 格 3 7, 1 8 0, 0 0 0 円

提案理由

高規格救急自動車を取得するため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

災害における消防力の充実強化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 宇部市昭和町四丁目 1 1 番 5 3 号
有限会社藤中ポンプ店
代表取締役 藤 中 義 久
- 2 目 的 物 消防団員用防火衣 4 1 4 着
- 3 取 得 価 格 2 4 , 9 3 3 , 1 5 0 円

提案理由

消防団員用防火衣を取得するため。

工事請負契約の一部変更について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約の一部変更について

令和 4 年 9 月 2 2 日可決議案第 1 2 4 号「工事請負契約締結について」中
「3 請負代金額 2,409,303,600円」を
「3 請負代金額 2,444,965,600円」に変更する。

提案理由

下関漁港南風泊地区高度衛生管理型荷さばき所建築主体工事に係る請負契約を一部変更するため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 5 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

勝山中学校校舎（1 1）長寿命化改良建築主体工事（第 1 期）につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市長府満珠町 1 0 番 2 6 号

株式会社高松建設

代表取締役 高 松 傑

2 工 事 名 勝山中学校校舎（1 1）長寿命化改良建築主体工事（第 1 期）

3 請 負 代 金 額 1 7 4 , 1 3 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市秋根上町二丁目 5 番 1 号

提案理由

勝山中学校校舎（1 1）長寿命化改良建築主体工事（第 1 期）の請負契約締結のため。

